特定販売に関する書類

（法第４条第３項４号ロ、法第 26 条第項５号関係）

<table>
<tr><td colspan="2">①特定販売を行う際に使用する通信手段</td><td>□郵便　□電子メール　□テレビ電話　□電話
□ＦＡＸ　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">②特定販売を行う医薬品の区分</td><td>□第１類医薬品　□指定第２類医薬品　□第２類医薬品
□第３類医薬品　□薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">③特定販売を行う時間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">④営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合は（※）その時間
<u>※該当する場合は⑧を記入してください。</u></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤特定販売を行うことについての広告に、申請書に記載する薬局等の名称と異なる名称を表示するときは、その名称</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告するとき</td><td>⑥主たるホームページアドレス</td><td>（ＩＤ　　パスワード　　）
※ホームページを閲覧するために、パスワード等が必用な場合は記入してください。</td></tr>
<tr><td>⑦主たるホームページの構成の概要
（コンテンツの配置図やサイトマップ（ウェブサイト上にあるページのリスト）等を記載してください。）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑧保健所設置市等が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要
※④に該当する場合のみ記入してください。</td><td>□デジタルカメラ　□電話（電話番号　　）
□電子メール（アドレス　　）
□デジタルカメラで撮影した画像を、電子メールに添付して電送するために必要な設備（ケーブル等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">広告の手段</td><td>□インターネット　□カタログ
□チラシ　□はがき・ＤＭ
□その他（　　）</td></tr>
</table>

変更届書その他　必要な書類と共にご提出ください。

〔寝屋川市保健所〕